



広
報

おおくわ

2024.

2

- 森林環境税と森林環境譲与税 2～3 P
- 申告相談のおしらせ 6～7 P

No.592

知っていますか？

森林環境税

と 森林環境譲与税

令和6年度から、森林環境税（国税）の徴収が始まります。森林環境税は、市町村による森林整備の財源となる、森林環境譲与税として、都道府県や市区町村などの自治体に譲与されます。

今回はこの森林環境税の目的や森林環境譲与税の用途などについて説明します。

● 創設の背景

森林が有する公益的機能は、国土の保全や地球温暖化防止だけでなく、土地や生命を守ることにつながっています。しかし近年、所有者や境界がわからない森林の増加や森林整備の担い手不足などが大きな課題となっています。

このような現状の中、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する必要があります。平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法

律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

● 森林環境税と 森林環境譲与税の仕組み

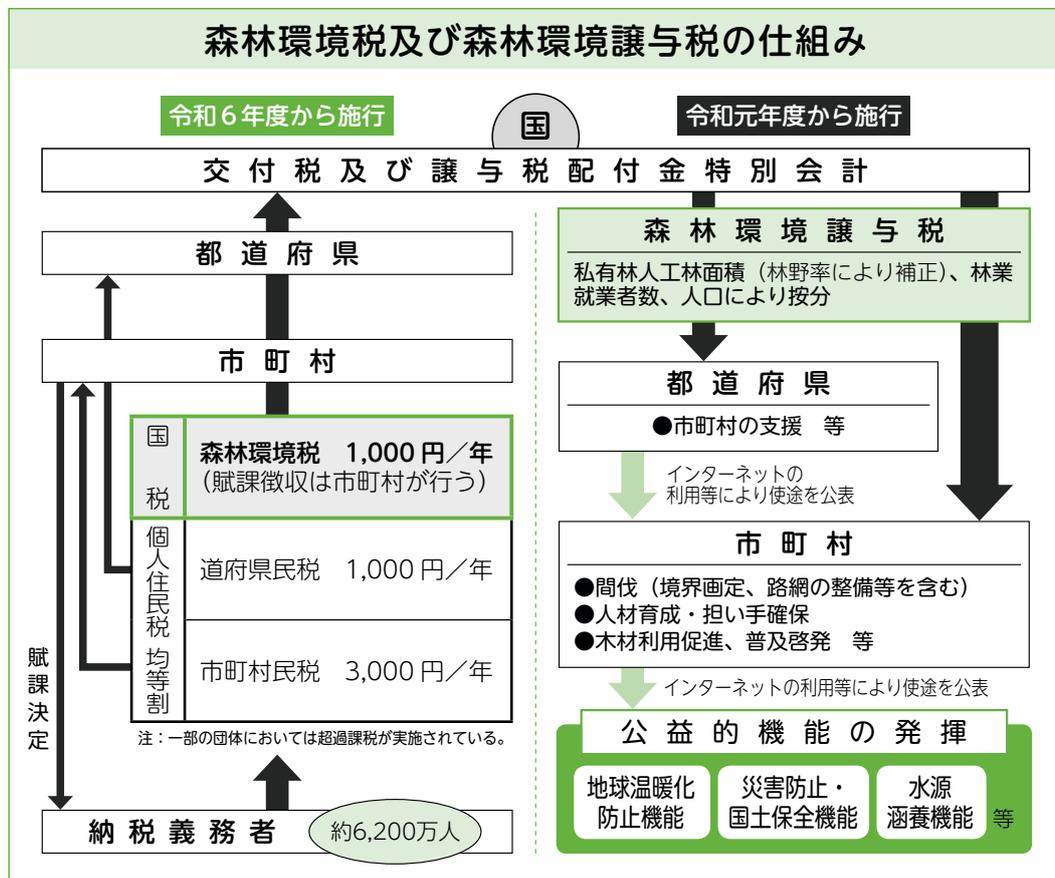
森林環境税は個人住民税均等割と併せて1人年額1000円を市町村が徴収する国税です。

これは市町村による森林整備の財源として地方自治体（都道府県・市町村）に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分され、森林環境譲与税として譲与されます。

森林環境譲与税は、前述の法律に基づき、市町村では、間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備に関する施策に充てます。

都道府県では、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てます。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



森林の公益的機能とは
森林は土砂災害防止による国土保全、水源かん養による飲み水などの用水の確保、森林セラピーなどの、保健増進、木材やきのこなどの生産など生活に恩恵をもたらす様々な機能を有しています。これらの機能を公益的機能や多面的機能と呼びます。

▲出典：林野庁 Web サイト
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyoze

● 村への譲与額

森林環境税の賦課は令和6年度からとなっていますが、森林環境譲与税は国の機構準備金を使って、令和元年度から譲与が始まっています。村へは令和元年度から4年度までに累計で3737万円が譲与されました。

● 森林環境譲与税の用途

森林環境譲与税を効果的に活用し、森林への理解や普及啓発等を目的として、村ではいくつかの事業を実施しています。

① 森林経営管理事業

森林環境譲与税の創設に併せ、荒廃森林や不在所有者の森林などを効果的に整備していくため、「森林経営管理制度」を始めました。

この制度は本来、森林法により義務付けられている森林の適切な整備について、森林所有者個人では困難となってきた状況を踏まえ、森林の所在する市町村もしくは地域の事業体に整備（森林の経営権）を委託していく制度です。村では、経営管理を行うべきと

した地区において、所有者へ意向調査を行い委託契約を進めています。

② 景観整備事業

ライフライン（道路、電線等）の保全を目的として、ライフラインに近接する森林の整備を行っています。これまでに、長野西、和村、伊奈川地区で事業を実施してきました。

現在は、下在地区において、道上の森林整備を進めています。

③ 中山環境林化事業

中山は大桑村のほぼ中央に位置し、縄文、弥生時代の遺跡や中世の山城址、八幡神社、若宮神社、そして平和公園と、多くの史跡等が存在し、周辺地域と歴史・文化的に深い繋がりがあある里山です。しかし、現在、ナラ枯れの発生やサルを始めとした有害鳥獣が住み着いてしまうといった問題を抱えています。

この中山を「明るく親しみのある里山づくり」として、村民が気軽に散策したり、史跡を訪れたりすることができるよう森林整備

に併せた遊歩道の整備、独立した山である特性を生かした眺望箇所を整備を検討しています。

④ 危険木等伐採補助金

ライフライン対象物への倒木や鳥獣の誘引を防ぐために、対象となる樹木を伐採する所有者及び所有者から同意を得た人に対して、伐採に関係する費用を一部補助しています。

⑤ 木育推進施設利用券補助事業

村内には、のぞきど森林公園キャンプ場、阿寺溪谷キャンプ場、木曾ふれあいの郷キャンプ場とキャンプ場が3か所あります。

村内の子どもたちが森林に触れ合う機会を増やすため、3つのキャンプ場で使うことのできる利用券5000円分を小中学生に配付しています。

森林環境税は、森林を整備していくための重要な財源です。今後も適切な森林整備によって森林の公益的機能が活かされるよう協力をお願いします。

森林環境譲与税の具体的な使用金額は村ホームページで公表して

います。



▲ 村HP「森林環境譲与税の用途の公表」

また、森林経営管理制度で意向調査を行った地域や計画範囲についても村ホームページで公表しています。



▲ 村HP「経営管理権集積計画」

▼ 問い合わせ先

【森林環境税】
住民課 税務係

TEL * 55 - 3080

【森林環境譲与税】
産業振興課 農林係

TEL * 55 - 3080



住宅の耐震性を確認



村では住宅の耐震化に関する普及啓発や支援を進めています。

昭和56年以前の建築基準法の旧耐震基準により建てられた住宅は、耐震性が低く、大きな揺れに耐えられない可能性があります。1月1日に発生した能登半島地震においても、旧耐震基準の家屋や古い日本家屋が多く倒壊しているという報道もありました。

長野県が平成27年3月に公表した長野県地震被害想定調査報告書によれば、大桑村でも南海トラフ巨大地震を始め、東海地震、木曾山脈西縁断層帯の地震などで、震度5強から震度7が予想されています。

いつ起きるかわからない巨大地震から家族の命や財産を守るためにも、次の手順で耐震性の確認や補強工事の検討をお願いします。

① 住宅の状態を確認しましょう

■ 住宅の耐震診断

長野県木造住宅耐震診断士が住宅の耐震安全性の調査や評価、耐震補強工事の方法を提案します。村が業務主体のため、所有者の費用負担はありません。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した一戸建て木造住宅

② 耐震性が低いと判断された場合は補強工事を検討してください

耐震補強を実施する場合、補助金があります

■ 既存住宅耐震補強補助金

補助額 工事費や設計費、補強計画に要する経費の8/10以内。(限度額は100万円)

補助条件 ▶耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であること。

▶耐震補強工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回ること。

▶ 問い合わせ先 住民課 生活環境係 TEL ** 55 - 3080

大桑村福祉医療費給付制度

村では、福祉医療費受給者に対し、医療費（保険適用）の自己負担を助成する制度を実施しています。

受給対象者	区分	対象者	所得制限
※制度を利用するには、福祉医療受給者資格申請が必要となります。	子ども	18歳に達する日以降の3月31日まで	なし
	障害者	身体障害者手帳1級・2級	特別障害者手帳準拠
		身体障害者手帳3級	本人が所得税非課税
		療育手帳A1・A2・B1・B2	特別障害者手帳準拠
		精神保健福祉手帳1級	本人が所得税非課税
		精神保健福祉手帳2級	所得税非課税世帯
	精神保健福祉手帳3級	特別障害者手帳準拠	
ひとり親世帯	18歳未満の母子家庭の母子 18歳未満の父子家庭の父子	児童扶養手当準拠	
妊産婦	母子手帳取得から出産後1年の月末	なし	

- 給付方法**
- ▶ 0～18歳まで：受診した際、受給者証を提示で窓口負担無料
 - ▶ 19歳以上：受診した際、受給者証を提示し診察料等を全額支払い。後日、診察料等から500円を控除した額が振り込まれます。

福祉医療費給付金支給申請書

県内の医療機関、坂下診療所、はなの木薬局坂下店、エール調剤薬局坂下店以外の医療機関を利用した場合は、全額支払後、申請書の提出が必要となります。申請期間は診療月から1年以内ですが、なるべく溜めず、定期的な提出をお願いします。申請書は1医療機関につき1枚必要となります。(例) A院で外来診療後、B薬局で薬を受領した場合は、A院とB薬局で計2枚の申請書が必要です。

注意事項

- ・ 保育園、学校活動中のケガで、スポーツ共済の対象となる場合は、制度が利用できません。
- ・ 高額療養費や付加給付金が支給された場合は、役場へ連絡してください。



◀申請書等は村HPからダウンロードできます。

▶ 問い合わせ先 福祉健康課 福祉係 TEL ** 55 - 3080

地区防災マップを作成

殿下落地区が地区防災マップを作りました。

これは、村と県が共同で地区防災マップの作成を支援する事業です。今回、殿下落地区の皆さんで地域の自主避難ルールを定めた、地区防災マップ（自主避難計画）を作成しました。

地区防災マップって何？

地区防災マップ（自主避難計画）は、居住する地区の住民が主体となって、その地区の実情を確認し、危険な場所や避難場所、災害時に役立つもの等を書き込んだ地図のことです。

殿下落地区では、8月23日、9月27日の2回、地区住民が集まり、危険な場所や避難経路の確認を行い、地区の地図に書き込みました。

なぜ必要なのか

近年、全国各地で土砂災害が発生し、避難の遅れと災害時要援護者の被災への対応が大きな

課題となっています。土砂災害による人的被害を減らすためには、安全な場所へ速く避難することが重要です。

このために地区防災マップは、住民が作成しながら地区の状況を確認、理解できるとともに、完成時には地区オリジナルの防災・避難計画を共有する手引書となります。

殿下落地区では完成した地区防災マップを各戸へ配布しました。これにより、危険な場所や避難経路の情報共有が期待されます。

村と県では、毎年1地区を対象に地区防災マップの作成支援を実施しています。令和6年度も実施を予定しているので、作成を希望する地区は役場まで相談してください。

▼問い合わせ先
総務課 危機管理係
Tel **55・3080

▶完成した地区防災マップ



物価高騰対策2023 おおくわプレミアム 商品券 販売中

村では昨今の物価高騰への対策として、村内の事業所で使用できるプレミアム商品券を販売しています。

昨年12月に郵送した購入引換券1枚で、1万3千円分使用できる商品券が1万円で購入できます。

販売・使用期限
2月18日(日)まで

※使用期限を過ぎると商品券は無効になります。期限までに使用してください。

販売取扱店

- ・村内(須原、大桑、野尻)郵便局
- ・セブンイレブン大桑須原店
- ・デイリーヤマザキ大桑野尻店

※この商品券は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

▼問い合わせ先
産業振興課 商工観光係
Tel **55・3080

申告相談のおしらせ

2月16日(金)から3月15日(金)までの期間で、令和5年分所得税及び令和6年分住民税の申告相談が始まります。

申告の要否の基準、申告の際の持ち物など、以下の項目を参考に準備をお願いします。



申告が必要な人

次のいずれかに該当する人

- ① 事業所得がある人（農業、営業、不動産、個人年金、譲渡所得、一時所得、売電など）
- ② 2か所以上から給与を受けている人（ただし全ての給与を合算して年末調整を受けた人を除く）
- ③ 年末調整をしていない人または、年末調整に誤りのある人
- ④ 医療費控除、寄付金控除、雑損控除、1年目の住宅借入金特別控除等を受ける人

※申告の内容によっては、税務署へ直接申告していただく場合があります。

※①～③に該当する人には事前に役場から通知はがきを発送します。

申告の際に持参するもの

- 役場、税務署からの通知はがき
- 収入のわかるもの（源泉徴収票・収入内訳書など）
- 通帳および登録印
- 各種控除を受けるための証明書（国民年金保険料支払証明書など）
- マイナンバーカード
※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードと本人確認書類が必要になります。
※通知カードは再発行ができません。紛失した場合は、マイナンバーカードを作成するか、個人番号が記載された住民票等を取得する必要があります。
- 利用者識別番号のわかる書類
※利用者識別番号は、税務署から送付された「確定申告のお知らせハガキ」か、役場で発行された「利用者識別番号の通知」の控えを持参してください。

医療費控除について

医療費控除とは、1年間にかかった医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%）を超えた場合に受けられる所得控除制度です。

【対象になる医療費の要件】

- ▶ 令和5年1月1日から令和5年12月31日までに、自身が支払ったまたは、生計を一緒にしている配偶者や親族のために支払った医療費
※控除を受ける人の所得により控除額が変わります。
※インフルエンザワクチンなどの予防接種は、「治療」ではないため対象になりません。

【準備するもの】

- ▶ 加入保健機関などが発行する医療費通知
- ▶ 領収書（令和5年中の領収のもの）
受診した人別、医療機関別、薬局別、日付順に整理して、それぞれの合計金額を出してください。
- ▶ 生命保険会社などが発行する医療費を補てんする保険金がわかる書類

セルフメディケーション税制（医療費控除特例）

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている人が、その年中に自己または自己と生計を一緒にする配偶者や親族のために12,000円を超える対象医薬品を購入した場合に通常の医療費控除との選択適用を受けることのできる制度です。

※選択適用のため、この控除を受けた場合は通常の医療費控除は受けることができません。

【一定の取組】

一定の取組とは、人間ドック、定期健康診断、インフルエンザワクチン接種などをいいます。

【対象医薬品の範囲】

対象医薬品は、医師によって処方される医薬品、薬局やドラッグストアで購入できる医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）及びスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品です。

※具体的な対象医薬品の一覧は右記QRコードから確認してください。



▲厚生労働省 HP
「セルフメディケーション税制について」

【必要書類】

- ・対象医薬品を購入した領収書（令和5年中の領収のもの）
- ・一定の取組を証明する書類

確定申告の日程と会場

◎土日祝日は申告相談を行いません。注意してください。

日 程	会 場	時 間
2月16日(金)～19日(月)	役場会議室	9:00～16:00
20日(火)～22日(水)	野尻地区館	9:30～16:00
26日(月)～27日(火)	須原地区館	9:30～16:00
2月28日(水)～3月15日(金)	役場会議室	9:00～16:00

▶ 問い合わせ先 住民課 税務係 TEL ** 55 - 3080

申告相談会場でマイナンバーカード申請

役場第1会議室で実施する申告相談に併せて、マイナンバーカードの申請をサポートします。

持ち物：①本人確認書類（免許証や保険証など）

②QRコード付きの交付申請書

※交付申請書がない場合でも村内に住所のある人は役場で申請書を発行できます。発行に時間がかかるため申請書がない人は事前に連絡してください。

▶ 問い合わせ先 住民課 住民係 TEL ** 55 - 3080

手続きは
お済みですか？

自動車税、軽自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。

売却や譲渡などにより車が手元にならない場合でも、3月31日までに名義変更手続きが完了していないと令和6年度も引き続き課税されます。忘れずに手続きをしましょう。



▼ 問い合わせ先

● 自動車の場合

松本自動車検査登録事務所
TEL 050・5540・2043

● 軽自動車の場合

軽自動車検査協会
長野事務所松本支所
TEL 050・3816・1855

● 大桑村ナンバーの車両の場合
住民課 税務係

TEL ** 55 - 3080

地域おこし 協力隊です。

2年目のお米

金井 元

有機米試験栽培中の金井です。昨年も本場に多くの方々のご支援をいただきました。2年作っておかげさまでどうにか有機の米作りの道筋が掴めたかなと思います。休耕田で水が溜まらず7月の田植えになってしまいましたが、いもち病耐性の強い品種（香り米ヒエリ、えみのあきゆみあずさ）を主に作付けしたので、地力が高過ぎる田にもかかわらず病気は出ず、まあまあ量を収穫できました。有機の稲の自己防衛力の高さでしょうか。

あきたこまちは休耕田の地力が高い上に霧が出る田で、穂いもちが発生しましたが、味のよい米ができました。**ジャスミンライス**も少し試しましたが、良い香りに誘われ電気柵を飛び越えた猪に食べられました。成熟が若干足りませんでした。田植えを早めれば解決すると思います。背が非常に高く170センチほどになり茎を何かに使え

たら面白いと思います。

えみのあきは旨味検査で全国平均の2倍以上の数値になりました。どの品種も旨味甘味は高く、順次検査で数値化したと思っています。ヒエリは圃場にあるときから香りが高く、炊くと芳ばしい食欲を誘う香りがします。試食では最もインパクトが強く、評価も高かったです。どの米も甘さ、火通りの良さ、柔らかさ、香りなど有機米特有の味わいが、品種を超えて備わっているように思います。

今年も有機栽培講演会を開催します。夏には松本の自然農法センターの圃場見学バスツアーも企画しています。

2月より「農業うけうり新聞」を発行します。実践で納得できた農業技術の耳より情報をお届けします。1月号は「除草剤なしでヒエを抑える!」です。順次、有機給食、オーガニックビレッジ補助金制度などトレンディな話題をお届けします。

今後の企画

- ① 第2回有機栽培講演会ー畑作ー
3月16日

※詳細は回覧します。

- ② 昨年の有機栽培講演会のおさらい会
(有機とは・緑肥・土づくり・用語解説)

- ③ 「農業うけうり新聞」の発行

- ④ 有機栽培の畑の見学バスツアー
(7〜8月松本市)

- ⑤ 第3回有機栽培講演会ー稲作ー
(時期未定)
- 是非ご参加ください。



譲ってください・教えてください

就農のための農業・木工機械各種をお譲りください。有償、無償、壊れていても構いません。

▼譲ってください

田植え機、石臼（手回し・電動）、エンジン、モーター（動力類）、軽々4tトラック、単管やくさび式足場材、乾燥機（灯油、薪）、溝切り、播種機、堆肥散き機など。

▼教えてください

溶接、機械改修、電気や油圧の基礎、機械メンテナンス、トラクターの耕運、圃場のドローン撮影など。

▼連絡先

金井 携帯番号
Tel 080・60007・5488

HPVワクチン キャッチアップ 接種

HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）の接種の機会を逃した人を対象に、改めて公費での接種の機会を提供しています。

対象者

平成9年度から平成18年度生まれの女性で、過去に合計3回の接種を完了していない人

公費での接種期間

令和7年3月31日まで
※3回のワクチン接種を終えるまでに約6か月かかります。期間内に無料で接種を終えるには、1回目の接種を9月までに受けてください。

▼問い合わせ先

福祉健康課 保健係
Tel **55・3080
長野県庁感染症対策課
Tel 026・235・7148



みんなちがって みんないい

人生会議 part 2

広報2023年11月号で人生会議について掲載したところ、「大事なことだね」「初めて聞いた」と感想が寄せられました。人生会議と聞くと、どう逝きたいかの人生の最終段階だけを決めていくことと思われがちです。

しかし、それだけではなく本人と本人の大切な人と医療従事者が話し合う中で、本人の価値観が明らかになり、望む暮らしを確認し合う過程そのものが大切なことです。今回は、人生会議について今あなたができることを紹介します。



① 大切にしたいことを考える

自分は何をしている時が楽しいのか、幸せなのか、自分らしい生き方なのかを考えてみましょう。それが整理できたら、次に自分の命が限られていると分かった時、どのようなことを大切にしたいか、また、してほしくないかを次の〈表〉をもとに考えてみてください。当てはまるものがいくつあっても構いませんし「その他」の項目がいくつも思いつく人もいるかと思いますが、自分が大切にしたいことを考えてみてください。

- 〈表〉
- 家族や友人のそばにいたいこと
 - 仕事や社会的な役割が続けられること
 - 身の回りのことは自分でできること
 - できる限りの医療を受けられること
 - 家族の負担にならないこと
 - 痛みや苦しみがでないこと
 - 少しでも長く生きること
 - 好きなことができること
 - 一人の時間も保てること
 - 自分が経済的に困らないこと
 - 家族が経済的に困らないこと
 - その他

② 生活（療養）の場所を考える

次にあなたの大切なことや自分らしさが失われず、生活できる場所はどこでしょうか。長年暮らしてきた自宅にいることを大切にしたい人もいますし、一人暮らしの人であれば誰か（大切な人や頼りになる医療従事者）が近くにいてくれれば安心という人もいます。夫婦二人暮らしであれば、家事や相手の介護が負担にならず二人でのんびりする時間を大事にしたい人もいるかと思えます。これからの生活の場所、最期の時を過ごす場所を考えてみてください。

③ 自分の大切な人は誰かを考える

あなたの今後の生活、またいざという時に受ける医療やケアについて、あなたの代わりになって関係者と話し合っしてほしい人をお願いします。

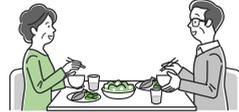
配偶者や子ども、兄弟、あるいは友人かもしれません。また、一人に絞る必要はありません。あなたのことをよく理解し、大切にしていることや考え方を尊重してくれる人は誰なのか考えてみてください。



④ 大切な人に考えを伝える

①～③の考えがある程度まとまったら、それを③で選んだ人にこれまでの考えたことや望む暮らしを伝えましょう。それに加え、その考えに至った経緯やまだ気持ちが揺れ動いているのであれば、その迷いを伝えることも大切です。また、あなたの考えを尊重した医療やケアを進めていくうえで、主治医や介護従事者にもそれを伝えることも大切です。

あなたの今の考えは、年齢、身体状況、家族の状況、社会の状況で揺れ動き、変わっていくものです。その都度大切な人へあなたの考えを伝えてください。



最後に：
あなたと友人や親戚の人とでは考え方や選択した結論は違うこともあると思います。違っても、あなたとあなたの大切な人が悩みながら話し合い、納得して出した結論はどれも尊いものです。ゆっくり焦らずじっくりと考えてみてはいかがでしょうか。また、あなたも周りの人から考えや結論を伝えられた時にはその考えや結論を尊重し、応援してほしいと思います。

国民健康保険・
後期高齢者医療
医療費通知の送付

問 住民課 住民係

TEL *55・3080

国民健康保険の医療費通知を送付します。(令和5年度から年1回の送付となります)
後期高齢者医療は1月中旬に送付しています。

通知には令和4年11月から令和5年10月の受診履歴が記載されます。

確定申告に使用される際、令和5年11、12月受診分についてはご自身で医療費控除の明細書の作成が必要です。

令和6年度
長野県シニア大学の
学生を募集します

問 (公財)長野県長寿社会
開発センター

TEL 026・226・3741

長野県シニア大学は、シニア世代の教養、健康、地

域づくりなどに関する様々な学びや仲間づくりを応援しています。

入学資格

おおむね50歳以上の県内在住の人

募集期間

2月1日(木)～3月31日(日)

募集コース

●一般コース(県内10学部)
内容: 教養講座、趣味・健康・交流講座、地域づくり講座

期間: 2年間

授業料: 年額12000円
(その他自主活動経費が必要となる場合があります)

●専門コース(長野学部内)
テーマ: ライフデザイン、コミュニティデザイン、ビジネスデザイン、ビズネスデザインから選択

期間: 1年間

授業料: 年額26000円
(その他自主活動経費が必要となる場合があります)

自衛官等募集

問 自衛隊長野地方協力本部
松本地域事務所

TEL 0263・36・2787

受付期間

●幹部候補生(一般)
3月1日(金)～4月12日(金)

●第1回一般曹候補生
3月1日(金)～5月7日(火)

●自衛官候補生
年間を通じて受付

●予備自衛官補(一般及び技能)
1月22日(月)～4月11日(木)

採用時期

●幹部候補生(一般)
令和7年3月中旬～4月上旬

●一般曹候補生
令和7年3月下旬～4月上旬

●自衛官候補生
採用予定通知でお知らせ

●予備自衛官補
令和6年7月以降

※詳しくは問い合わせてください。

国家公務員
採用試験のお知らせ

問 人事院関東事務局

TEL 048・740・2006

受付期間

●総合職試験(大学院卒者試験、大卒程度試験)
2月5日(月)～2月26日(月)

●第1次試験日
3月17日(日)

●一般職試験(大卒程度試験)
2月22日(木)～3月25日(月)

第1次試験日

6月2日(日)

申し込みはインターネットより行ってください。



▲人事院
[採用情報NAVI]

放送大学入学生
募集のお知らせ

問 放送大学
長野学習センター

TEL 0266・58・2332

放送大学は、4月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約8万5千人以上の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

授業は、BS放送やインターネットでの視聴、講師から直接受ける3つのスタイルがあります。

心理学、福祉、経済、歴史、文学、情報、自然科学など、300以上の幅広い授業科目があります。

出願期限

▼第1回 2月29日(木)

▼第2回 3月12日(火)



3月の行事予定

1 金	ひなまつり会 (保育園)
2 土	押しレコ! (図書館) なんでも体験わくわく隊「らんらん会」
3 日	ビブリオバトル (図書館)
4 月	
5 火	健康教室 (野尻地区館)
6 水	
7 木	らくらく筋トレ教室 (野尻地区館)
8 金	
9 土	
10 日	
11 月	
12 火	健康教室 (野尻地区館)
13 水	ゴールデンショーの日 (スポーツ公園)
14 木	らくらく筋トレ教室 (野尻地区館) 3学期終業式 (小学校)
15 金	小学校卒業式 3学期終業式 (中学校) 申告相談 (2/16~)
16 土	
17 日	
18 月	中学校卒業式
19 火	なんでも相談 (野尻地区館) 健康教室 (野尻地区館)
20 水	
21 木	おはなし会 (図書館) らくらく筋トレ教室 (野尻地区館)
22 金	保育園卒園式
23 土	図書館 de シネマ (図書館)
24 日	
25 月	
26 火	健康教室 (野尻地区館)
27 水	
28 木	らくらく筋トレ教室 (野尻地区館)
29 金	
30 土	
31 日	

※都合により、変更・中止になる可能性があります。



教室	会場	時間	開催日
英 会 話	①	14:00	6、13、20、27
英 会 話	①	19:30	6、13、20、27
押し花教室	②	10:00	15
パッチワーク	⑦	9:30	13、27
レザークラフト	⑦	9:30	5、19
陶 芸 教 室	④	10:00	22、23
コール・マルベリー	①	19:30	6、20
	②	19:30	13、27
詩吟岳風会大桑教室	⑥	13:00	5、12、19、26
大正琴糸瀬会	③	13:00	12、26
リフレッシュヨーガ	⑦	19:00	6、13、27
ヨ ガ	②	14:00	9、23
あゆみ整体教室	⑦	19:00	休み
フラ教室〈昼〉	③	13:30	4、11、18
フラ教室〈夜〉	②	19:30	1、15
大桑ダンシングフレンズ	⑤	14:00	2、16、30
日本舞踊はなやぎ会	⑤	14:00	9、23
池坊いけばな教室	③	12:30	12、26
笑 い ヨ ガ	②	13:30	28

会 場 ①役場、②野尻地区館、③須原地区館、④殿分館、
⑤村民体育館、⑥橋場分館、⑦弓矢分館
※各教室とも随時参加者を募集しています



1月7日
消防団
出初式



1月10日
小学校
110番の日

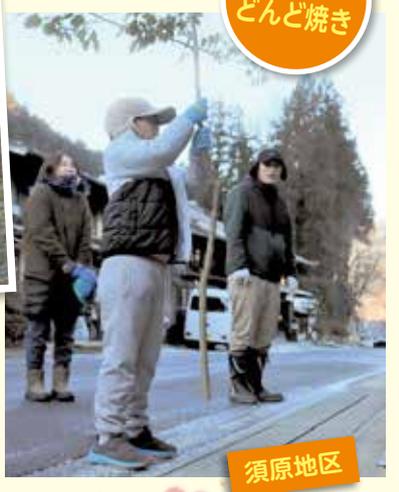


阿寺地区

1月14日
どんど焼き



大島地区



須原地区



1月16日
大谷翔平選手からのグローブ紹介



1月20日
中学校
立志式



1月15日
保育園
小正月

村の人口

1,488 世帯 (前月比 ±0 世帯)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
出生	0	0	0
死亡	4	3	7
転入	4	4	8
転出	6	3	9
総人口 (前月比)	1,610 (-6)	1,703 (-2)	3,313 (-8)

(2月1日現在・住民基本台帳登録人数)

3月の緊急当番医

日	緊急医名	電話番号
3日(日)	原内科医院 (木曽町福島)	22-2678
10日(日)	芦沢医院 (上松町)	52-2018
17日(日)	大脇医院 (上松町)	52-2023
20日(水)	田沢医院 (木曽町開田)	44-2008
24日(日)	古根医院 (大桑村)	55-1188
31日(日)	奥原医院 (木祖村)	36-2264

木曽病院 (木曽町福島) TEL 0264-22-2703
 坂下診療所 (中津川市坂下) TEL 0573-75-3118
 中津川市民病院 (中津川市) TEL 0573-66-1251

表紙によせて

1月14日 須原地区で行われたどんど焼きの様子です。
 5メートルほどの高さとなった松飾りは、子どもたちが「招福の歌」を唄った後に、火が点けられ、時々竹の弾ける小気味いい音を響かせながら、澄んだ冬空に煙を登らせていました。
 どんど焼きは、平安時代の宮中行事「左義長」が起源で、年に1回、お正月の締めくくりに行われる歴史の深い伝統行事です。近年では高齢化などの原因で止める地域もあるようですが、規模の大小関係なくこの伝統が引き継がれていくことを願っています。